

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（国土交通省 観光庁 観光戦略課）

項目名	外国人旅行者の利便性向上、免税店の事務負担軽減等を踏まえた免税制度の見直し（消費税・酒税）		
税目	消費税・酒税		
要望の内容	<p><b>【制度の概要】</b> 消費税法第8条等に基づき、輸出物品販売場（以下「消費税免税店」という。）において、外国人旅行者などの非居住者に対して、特定の物品を一定の方法で販売する場合には消費税等が免除される。</p> <p><b>【要望の内容】</b> 令和6年度「税制改正の大綱」（令和5年12月22日閣議決定）に基づき、外国人旅行者向け免税制度については、外国人旅行者の利便性の向上や免税店の事務負担の軽減に十分配慮しつつ、空港等での混雑防止の確保を前提として、制度の詳細について結論を得る。また、輸出酒類販売場制度についても、同様の改正を行う。</p>		
	<p><b>【関係条文】</b> （消費税） 消費税法第8条 消費税法施行令第18条～第18条の5 消費税法施行規則第6条～第10条 （酒税） 租税特別措置法第87条の6</p>	<p>平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</p>	<p>— 百万円 （ — 百万円）</p>
新設・拡充又は延長を必要とする	<p>(1) 政策目的 外国人旅行者の利便性の向上及び免税店事業者の免税販売手続の簡素化に繋げ、外国人旅行消費額の更なる増加と地方も含めた免税店数の更なる増加を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 外国人旅行者向け免税制度については、店舗での手続時間や業務負担が大きく、外国人旅行者の利便性を損なう側面もあった。また、昨今、制度の悪用事例も散見されるところである。そのため、免税店での業務負荷等の課題を解決するとともに、不正対策も講じつつ、外国人旅行者の免税手続における利便性向上を図ることが必要不可欠である。</p>		
今回の要	合理性	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>政策目標：6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 施策目標：20 観光立国を推進する 業績指標：64 訪日外国人旅行消費額（2030年15兆円）</p>

		政策の達成目標	<p>「観光立国推進基本計画」（令和5年3月31日閣議決定）における目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪日外国人旅行消費額 早期に5兆円を達成する</li> </ul> <p>「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）における目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪日外国人旅行消費額 2030年に15兆円を達成する</li> </ul>
		租税特別措置の適用又は延長期間	恒久措置
		同上の期間中の達成目標	<p>「観光立国推進基本計画」（令和5年3月31日閣議決定）における目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪日外国人旅行消費額 早期に5兆円を達成する</li> </ul> <p>「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）における目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪日外国人旅行消費額 2030年に15兆円を達成する</li> </ul>
		政策目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪日外国人旅行消費額 2023年：5兆3,065億円</li> </ul>
有効性	要望の措置の適用見込み	—	
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本措置を講ずることにより、外国人旅行者への販売機会の増加に繋げ、外国人旅行消費額のより一層の拡大と地方を含めた免税店数の更なる増加を図る。	
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	外国人旅行者の利便性向上、免税店の事務負担軽減等を踏まえた免税制度の見直し（地方消費税）	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	<p>地方部における新消費税免税店モデル構築等事業</p> <p>【要求内容】地方部で工芸品・特産品等の高単価商品を販売している小売店が免税店化する上での課題を収集した上で、当該課題の解決に資するDMO等が主体となり、免税店の普及支援をモデル的に実施し、他地域への事例展開へも活かす。</p> <p>【令和7年度予算概算要求額】：50百万円</p> <p>令和6年度税制改正（外国人旅行者向け免税制度の見直し）を踏まえた補助事業も要望。</p>	

	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	令和6年度税制改正の大綱において、外国人旅行者向け免税制度について「免税店の事務負担の軽減に十分配慮」した上で制度の詳細について結論を得ることとされていることを踏まえ、必要な予算措置を検討。
	要望の措置の妥当性	外国人旅行者への販売機会の増加に繋げ、外国人旅行消費額のより一層の拡大と地方を含めた免税店数の更なる増加を図るためには、本措置を講ずることが妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訪日外国人旅行消費額</li> <li>2013年：1兆4,167億円</li> <li>2014年：2兆278億円</li> <li>2015年：3兆4,771億円</li> <li>2016年：3兆7,476億円</li> <li>2017年：4兆4,162億円</li> <li>2018年：4兆5,189億円</li> <li>2019年：4兆8,135億円</li> <li>2020年：7,446億円</li> <li>2021年：1,208億円</li> <li>2022年：8,987億円</li> <li>2023年：5兆3,065億円</li> </ul>
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○免税対象品目の拡大・手続簡素化により、外国人旅行消費額の大幅な拡大、消費税免税店の拡大に繋がった。(平成26年10月開始)</li> <li>○免税手続カウンター制度が開始され、商店街、ショッピングセンターにおける店舗の免税手続きの負担が大幅に軽減された。(平成27年4月開始)</li> <li>○免税販売の対象となる最低購入金額の引下げにより、地方における外国人旅行消費額を拡大した。(平成28年5月開始)</li> <li>○一定の要件の下、「一般物品」と「消耗品」の合計金額が5,000円以上となる場合も免税販売の対象とすることにより、地方における外国人旅行消費額を拡大した。(平成30年7月開始)</li> <li>○既に消費税免税店の許可を受けている事業者が、地域のお祭り等に出店する場合において、事前の手続により免税販売を可能とすることにより、地方における外国人旅行消費額を拡大した。(令和元年7月開始)</li> <li>○免税店の許可要件について、従業員を介さずに免税販売手続を行うことが出来る機器を設置した場合には、免税販売手続に必要な人員の配置等を不要とする措置を講じたことにより、24時間購入可能となる等、外国人旅行者の利便性向上に繋がった。(令和3年10月1日開始)</li> </ul>

		<p>○免税購入対象者の変更（留学生等の免税対象からの除外）を行うとともに、免税手続の際に Visit Japan Web を活用した本人情報の確認が可能となったことにより、店舗の免税手続の負担軽減及び外国人旅行者の利便性向上に寄与した。（令和5年4月1日開始）</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>「観光立国推進基本計画」（令和5年3月31日閣議決定）における目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪日外国人旅行消費額 早期に5兆円を達成する</li> </ul> <p>「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）における目標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・訪日外国人旅行消費額 2030年に15兆円を達成する</li> </ul>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪日外国人旅行消費額 2019年：4兆8,135億円 2020年：7,446億円 2023年：5兆3,065億円</li> </ul> <p>2019年の「訪日外国人旅行消費額」は過去最高（当時）となった一方、翌2020年以降は新型コロナウイルスの影響により大幅に減少した。2023年は2019年を上回り過去最高を更新、短期目標の早期5兆円を達成。2030年15兆円に向けて取組を進めている状況にある。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>平成26年度：拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○免税対象品目の拡大（食品類、飲料類、たばこ、薬品類及び化粧品類等も含め、一定の条件の下、全ての品目を免税対象品目とする。）</li> <li>○免税手続の簡素化（購入記録票等の様式の弾力化及び手続の簡素化を行う。）</li> </ul> <p>平成27年度：拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○免税手続きの第三者への委託を可能とし、商店街・物産センター等において、免税手続きの一括カウンター設置を実現。</li> </ul> <p>併せて、一括カウンターでは店舗を超えて購入金額の合算を認める（ただし、一般物品と消耗品は区別）。</p> <p>平成28年度：拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○一般物品の免税販売の対象となる最低購入金額を「10,000円超」から「5,000円以上」へ引き下げるとともに、免税対象物品を消費税免税店から一定の運送事業者を利用して海外の自宅や空港等へ直送する場合の手続きの簡素化等を行う。</li> </ul> <p>平成30年度：拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○一定の要件の下、「一般物品」と「消耗品」の合計金額が5,000円以上となる場合も免税販売の対象とする。</li> </ul>

	<p>○現行の紙による免税販売手続き（購入記録票のパスポートへの貼付・割印）を廃止し、免税販売手続きを電子化する。</p> <p>令和元年度：拡充</p> <p>○既に消費税免税店の許可を受けている事業者が、地域のお祭り等に出店する場合において、簡素な手続きにより免税販売を可能とする「臨時免税店制度」を創設する。</p> <p>令和2年度：拡充</p> <p>○免税店の許可要件について、従業員を介さずに免税販売手続きを行うことが出来る機器を設置した場合には、免税販売手続きに必要な人員の配置等を不要とする措置を講じる。</p> <p>令和4年度：拡充</p> <p>○免税購入対象者の変更（留学生等の免税対象からの除外）を行うとともに、Visit Japan Web を活用した本人情報の確認を可能とする。</p> <p>令和6年度：検討事項要望</p> <p>○出国時に税関において持ち出しが確認された場合に免税販売が成立する制度とし、令和7年度税制改正にて、制度の詳細について結論を得ることとする。</p>
--	---